

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について

平成23年5月24日
閣 議 決 定

1 趣旨

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故の原因及び当該事故による被害の原因を究明するための調査・検証を、国民の目線に立って開かれた中立的な立場から多角的に行い、もって当該事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言を行うことを目的として、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「検証委員会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 検証委員会の構成員は、学識経験者等の中から内閣総理大臣が指名する。
- (2) 内閣総理大臣は、構成員の中から、検証委員会の委員長を指名する。
- (3) 検証委員会に対し専門的、技術的事項について助言を得るため、委員長の指名により技術顧問を置くことができる。
- (4) 検証委員会は、必要に応じ、内閣総理大臣を始めとする関係大臣、関係行政機関の職員、関係事業者の役職員、原子力に関する国際機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

3 関係大臣等の責務

- (1) 関係大臣及び関係行政機関の職員は、検証委員会の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、検証委員会からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。
- (2) 関係大臣は、検証委員会から関係事業者を対象とする実地調査の受入れ、資料提出及び説明聴取等の要請があった場合には、法令に定められた権限に基づき、これに応じるよう事業者に対し指示を行うものとする。

4 その他

検証委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。